

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局物品受入検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月23日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局物品受入検査規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局物品受入検査規程（令和5年川崎市上下水道局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「（別記様式）」を削り、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第12条中「財務課の下水道財務・財源担当の担当課長」を「財務課の出納・財源担当の担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。